山形県地域森林計画関係資料に関する事務取扱要領

平成 27 年 8 月 14 日制定 (林振第 600 号) 令和 2 年 3 月 24 日改正 (森林第 1357 号) 令和 2 年 9 月 11 日改正 (森林第 632 号) 令和 3 年 3 月 30 日改正 (森林第 1358 号)

(趣旨)

第1 この要領は、地域森林計画の樹立等に伴い作成した地域森林計画関係資料(以下「森林計画資料」という。)の適正な管理及び円滑な情報の提供を行うため、その取扱いについて必要事項を定めるものとする。

(関係法令等)

- 第2 森林計画資料の取扱いについては、この要領によるほか、次の法令等に基づき取扱うものとする。
 - (1) 森林法(昭和26年6月26日付け法律第249号)
 - (2) 測量法(昭和24年6月3日付け法律第188号)
 - (3) 山形県個人情報保護条例(平成12年10月13日付け山形県条例第62号)
 - (4) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (平成 28 年 11 月個人情報保護委員会)
 - (5) 地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に関する事務の取扱いについて(平成 12年5月8日付け12林野計第154号)
 - (6) 森林経営計画制度運営要領(平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官 通知)

(定義)

- 第3 この要領において、森林計画資料とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) 森林簿

県内の民有林について、林班・準林班・小班・枝番号を単位とし、樹種、林齢、面積、材積、森林所在地、施業の方法、地況等の森林資源情報を取りまとめた帳票。

- (2) 森林計画図:
 - 森林基本図に森林計画界、林班界、林班名等を表示した5千分の1縮尺の図面。
- (3) 森林基本図:
 - 空中写真を図化した地形図に行政区界・道路・集落等を表示した5千分の1縮尺の図面。
- (4) 空中写真:
 - 航空機より地域森林計画対象森林の民有林を撮影した写真。
- (5) 空中オルソ画像:
 - 航空機から撮影された空中写真を正射投影により、その歪みを補正した画像。
- (6) 衛星オルソ画像:
 - 人工衛星から撮影された空中写真を正射投影により、その歪みを補正した画像。
- (7) 上記(1)から(6)までのデジタルデータ 山形県森林クラウドシステムに搭載されているマスターファイル。

- 2 この要領において、森林計画資料の閲覧、複写、複製、貸与及び使用とは、次の各号に定めるものをいう。
 - (1) 閲覧:森林計画資料を外部に持ち出さずに見たり、調べたりすること。
 - (2) 複写:デジタルデータからの印刷(コピー、あい焼き、写真等の手法)により、森 林計画資料の全部又は一部の写しを取ること。
 - (3) 複製:森林計画資料の全部又は一部のデジタルデータを複製すること。
 - (4) 貸与: 複写、複製した森林計画資料を貸与すること。
 - (5) 使用:森林計画資料を使って、地図、その他図表若しくは文書の作成、又は、データを他の目的のために処理すること。

(森林計画資料の目的・性格)

- 第4 森林計画資料は、地域森林計画の樹立に必要な森林資源把握等のための基礎資料として 整備したものであり、市町村森林整備計画の樹立や森林経営計画作成及び森林・林業・木材 産業行政推進のための資料としても活用するものである。
- 2 森林計画資料のうち森林簿及び森林計画図は、空中写真等による間接調査方法により作成 したものであり、林況及び所有界は実測及び確認を行ったものではないため、所有権、所有 界、面積等土地に関する諸権利及び立木竹の評価について証明するものではない。
- 3 森林計画資料の森林簿に記載している森林所在や森林所有者氏名等は、聞き取り等による 参考表記であり、登記簿や公図と必ずしも一致するものではない。

(森林計画資料の配備・管理)

- 第5 森林計画資料を配備する機関は、別表1の1のとおりとする。
- 2 森林計画資料の管理は、それぞれ配備機関の長(以下「管理者」という。)が行うものと する。なお、管理者のうち県庁林務担当課長を総括管理者とする。
- 3 管理者は、森林計画資料管理担当者を置き、森林計画資料の適正な管理を行うものとする。
- 4 林務試験研究機関を除く管理者は、**別表1の2**に基づき森林計画資料の閲覧、複写、複製、貸与又は使用の申請の受理、審査及び閲覧、複写、複製、貸与又は使用の情報提供(以下「情報提供」という。)を行うものとする。
- 5 森林簿が有する個人情報については、山形県個人情報保護条例に基づき厳正に取扱うものとする。また、市町村においては、自らが定めた個人情報保護条例等がある場合は、それにも準じ厳正に取扱うものとする。

(森林計画資料の情報提供とその範囲)

- 第6 森林計画資料を情報提供できるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 森林所有者本人が、自己所有森林に係る森林資源情報を把握する場合。
 - (2) 森林所有者から書面により委任を受けた者が、委任した森林所有者の森林に係る森 林資源情報を把握する場合。
 - (3) 法令等の規程又は国の機関からの法令による指示に基づく場合。
 - (4) 国、独立行政法人又は地方公共団体が、所掌する事務又は事業の遂行のために必要と認められる場合。
 - (5) 学校、大学等学術研究機関が、研究目的に使用する場合。
 - (6) 森林組合が、森林組合法(昭和53年5月1日付け法律第36号)第9条に定める事業を行う場合。
 - (7) 以下のいずれかの要件を満たす森林施業の集約化に取り組む林業事業体(以下「林業事業体」という。)が第 10 の1 に基づき、森林法第 11 条第1項の規定による森林経営計画を作成する場合。

- ① 森林経営管理法(平成30年6月1日法律第35号)により知事が公表した民間事業者であること。
- ② 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年5月24日法律第45号)により知事が認定した事業主であること。
- (8) その他、公共性が高く、管理者が必要と認めた場合。
- 2 前項に該当する場合、森林計画資料を情報提供できる範囲は**別表1の2**のとおりとする。 なお、森林計画資料の森林基本図の閲覧以外の取扱いについては、県が国土基本図を複製し 森林基本図として利用しているもの以外とする。

(森林計画資料の閲覧・複写交付)

- 第7 第6の(1)から(5)、(8)及び2に基づき森林計画資料の閲覧・複写交付を希望する者は、「森林計画資料(閲覧・複写交付)申請書」(様式第1号)に次の各号の資料を添付して、県の管理者又は申請箇所を管轄する市町村の管理者に申請するものとする。
 - (1) 申請者が森林所有者本人である場合は、申請者本人であることが証明できる資料を添付するものとする。
 - (2) 申請者が森林所有者本人と異なる場合は、次に該当する書類を添付するものとする。
 - ① 森林所有者が故人の場合は、森林所有者と申請者の関係が証明できる資料。
 - ② 森林所有者から委任を受けた場合は、「森林計画資料(閲覧・複写・複製交付) 申請に関する委任状」(様式第2号)。
 - ③ 法令による指示の場合は、それを証明できる資料の写し。
 - ④ 国又は地方公共団体の委任を受けた申請者の場合は、国又は地方公共団体と申請者の関係が証明できる契約書等の資料の写し。
 - ⑤学校、大学等学術研究機関が申請者の場合は、研究目的がわかる資料。
 - ⑥その他、管理者が必要と判断する資料。
- 2 申請受理した管理者は、申請書の内容を審査し、適当と認められる場合には、申請者に対し承認条件を十分説明のうえ、「森林計画資料(閲覧・複写交付)承認書」(**様式第3号**)を交付し、申請箇所の森林計画資料を閲覧させる又は複写交付するものとする。なお、複写交付する森林計画図及び森林基本図の縮尺は原則として5千分の1とする。

(森林計画資料のデジタルデータ複製交付)

- 第8 第6の(1)から(5)、(8)及び2に基づき森林計画資料のデジタルデータ複製交付を希望する者は、「森林計画資料デジタルデータ複製交付申請書」(様式第4号)に「森林計画資料デジタルデータ管理誓約書」(様式第5号)と第7の(1)及び(2)に準じた資料を添付して、県の管理者に申請するものとする。
- 2 申請受理した管理者は、申請書の内容を審査し、適当と認められる場合には、申請者に対し承認条件を十分説明のうえ、「森林計画資料デジタルデータ複製交付承認書」(様式第6号)と、申請箇所の森林計画資料デジタルデータを複製交付するものとする。

(森林組合への森林計画資料の複写・複製交付)

- 第9 第6の(6)及び2に基づき森林計画資料の複写・複製交付を希望する森林組合は、「森林計画資料(複写・複製)交付申請書」(様式第7号)に「森林計画資料管理誓約書」(様式第8号)及び個人情報保護に関して定めた内部規程の写しを添付して、当該地域を管轄する県出先機関の管理者に申請するものとする。
- 2 申請受理した管理者は、申請書の内容を審査し、適当と認められる場合には、申請者に対し承認条件を十分説明のうえ、「森林計画資料(複写・複製)交付承認書」(様式第9号) と、申請地域の森林計画資料を複写・複製交付するものとする。

(森林経営計画作成に取組む林業事業体への森林計画資料の貸与)

- 第 10 第 6 の (7) に基づく林業事業体に森林計画資料を貸与できるのは、当該林業事業者が「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」の内容を踏まえ、個人情報保護規程を作成し、個人情報保護の遵守体制が確立できる場合とする。
- 2 第6の(7)及び2に基づき森林計画資料の貸与を希望する林業事業体は、「森林計画資料貸与申請書」(様式第10号)に「個人情報管理誓約書」(様式第11号)、個人情報保護に関して定めた個人情報保護規程の写し及び山形県「意欲と能力のある林業経営者」等公募・公表要領(令和元年10月29日森林第810号)第6第3項に基づく山形県林業経営体名簿「意欲と能力のある林業経営者」登録通知、または、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条に基づく改善計画認定通知の写しを添付して、貸与申請区域を管轄する県出先機関の管理者に申請するものとする。なお、貸与区域は、1つの森林経営計画を作成するために必要と認められる範囲であり、林班又は連たんする複数林班で、かつ、一体として整備することを相当とする範囲であることとする。
- 3 申請受理した管理者は、申請書及び個人情報保護規程の内容を審査し、適当と認められる場合には、申請者に対し承認条件を十分説明のうえ、「森林計画資料貸与承認書」(様式第12号)と、申請区域の森林計画資料を貸与するものとする。なお、貸与期間は、貸与した日から2年以内とする。
- 4 貸与を受けた林業事業体は、貸与期間が年度をまたぐ場合、貸与を受けた森林計画資料の利用状況(3月31日現在)を毎年4月10日まで「森林計画資料利用状況報告書」(様式第13号)により、貸与管理者へ報告するものとする。
- 5 貸与を受けた林業事業体は、貸与区域で森林経営計画の認定を受けた場合は、「森林計画 資料利用結果報告書」(**様式第 14 号**)に森林経営計画認定書の写しを添付して、貸与管理者 へ報告するものとする。
- 6 貸与を受けた林業事業体は、利用目的を達成した日、又は、貸与期日のいずれか早い日から 10 日以内に、貸与された森林計画資料の全部を貸与管理者へ直接返却するものとする。

(森林計画資料の使用)

- 第 11 第 6 の (8) 及び 2 に基づき森林計画資料の使用を希望する者は、「森林計画資料使用申請書」(様式第 15 号)を県の管理者に申請するものとする。
- 2 申請受理した管理者は、申請書の内容を審査し、適当と認められる場合には、申請者に対し承認条件を十分説明のうえ、「森林計画資料使用承認書」(様式第 16 号)を交付し、森林計画資料を使用させるものとする。

(森林計画資料の複写に際する留意事項)

- 第 12 森林計画資料を複写し交付する際は、次の各号に掲げる字句を「朱書記入」するものと する。
 - (1) 森林簿:

『この森林簿(写)は、空中写真等の間接調査法により調査・作成しており、所有者、面積及び立木竹の評価等土地に関する諸権利について証明するものではない。』

(2) 森林計画図:

『この森林計画図は、空中写真等の間接調査法により調査・作成しており、所有界、 面積等土地に関する諸権利について証明するものではない。』

(3) 森林基本図:

『この森林基本図から複製(第2原図作成、コピー)することは、測量法に違反します。』

(森林計画資料の情報提供実績台帳)

- 第 13 管理者は、情報提供した森林計画資料の実績を「森林計画資料の情報提供実績台帳」 (様式第 17 号) に記録するものとする。
- 2 総括管理者は、管理者に「森林計画資料の情報提供実績台帳」(**様式第 17 号**)の提出を求めることができる。

(森林計画資料の手数料)

- 第 14 複写による情報提供が、第6の(1)から(8)に該当する場合は、申請者から交付に要する手数料を徴収しないものとするが、これによらない場合は、山形県情報公開条例により手数料を徴収するものとする。
- 2 複製による情報提供の場合、必要な電磁的記録媒体は、原則、申請者が持参するものとし、 媒体の種類は、未使用の光ディスク (CD-R 又は DVD-R) とする。
- 3 申請者が、郵送による交付を希望する場合は、申請内容について事前に管理者に連絡し、 資料の有無及び交付資料の枚数等を確認した上で、返送先を記入し切手を添付した返信用封 筒を管理者に提出するものとする。

(その他)

- 第15 その他この要領によらないものについては、総括管理者が取扱うものとする。
- 2 森林計画資料には個人情報が含まれているため、山形県個人情報保護条例に基づき、その 取扱いには十分注意すること。
- 3 公文書の開示の請求については、山形県情報公開条例による。

(附 則)

- 1 この要領は、平成27年8月17日から施行する。
- 2 山形県地域森林計画関係資料取扱要領(平成11年3月16日制定 林政第1160号)は、廃止する。

(附 則)

1 この要領は、令和2年3月24日から施行する。

(附 則)

1 この要領は、令和2年9月11日から施行する。

(附 則)

1 この要領は、令和3年3月30日から施行する。

(参考) 測量法(昭和24年6月3日 法律第188号)

(測量成果の複製)

第43条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

(測量成果の使用)

- 第44条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量 成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。
- 2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。
 - 1. 申請手続が法令に違反していること。
 - 2. 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。
- 3 第1項の承認を得て測量を実施した者は、その実施により得られた測量成果に公共測量の 測量成果を使用した旨を明示しなければならない。
- 4 公共測量の測量成果を使用して刊行物を刊行し、又は当該刊行物の内容である情報について電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとろうとする者は、当該刊行物にその旨を明示しなければならない。